

入学する小学校を変更できます

児童数が多いなどの理由で、一部の小学校へ入学予定の児童(来年4月1日に下表の指定学校に入学予定の1年生児童)は、入学する学校を変更することができます。
園教育委員会学事課(☎504-2975、📠504-2328)

◆申請期間

来年1月末に市が送付する入学通知書が届いてから2月中旬ごろまで(空き教室がなくなった場合は、受け付けを終了することがあります)

区	指定学校	入学できる学校
中	千田小学校	●竹屋小学校 ●中島小学校 ●吉島東小学校
東	牛田小学校	●早稲田小学校 ●牛田新町小学校 ●尾長小学校 ●白島小学校
南	宇品小学校	●宇品東小学校 ●翠町小学校 ●元宇品小学校
西	井口小学校	●鈴が峰小学校 ●井口明神小学校 ●井口台小学校 ●五日市東小学校 ●五日市南小学校
安佐南	川内小学校	●緑井小学校 ●中筋小学校 ●古市小学校 ●梅林小学校 ●口田東小学校 ●口田小学校
	伴小学校	●安北小学校 ●安西小学校 ●伴東小学校 ●大塚小学校 ●伴南小学校 ●久地南小学校
	祇園小学校、山本小学校、春日野小学校	●古市小学校 ●大町小学校 ●長束小学校 ●原小学校 ●原南小学校 ●長束西小学校
佐伯	楽々園小学校	●五日市中央小学校 ●五日市南小学校
	石内北小学校	●大塚小学校 ●伴南小学校

◆申請方法

対象者に送付するチラシか、市ホームページでご確認ください
市HP ページ番号 301920



母子の生活を支える施設があります

母とこどもと一緒に安心して生活し、自立できるように、生活、住宅、養育、就職など総合的な援助を行う児童福祉施設「母子生活支援施設」を紹介します。
園こども青少年支援部(☎504-2723、📠504-2727)

母子生活支援施設

市には現在四つの母子生活支援施設(下表)があります。配偶者やパートナーと死別・離別した人で、18歳未満のこどもを育てている女性や、これと同等の事情のある人が入所しています。
施設での暮らしを通して、母とこどもの心身と生活が安定し、こどもが健やかに成長できるよう生活全般にわたって支援を行っています。
まずは、各区福祉課(右下表)にご相談ください。
【入所要件】
配偶者のいない女性、またはこれと

同等の事情のある女性で、生活上のいろいろな問題を抱え、こどもの養育などで支援が必要な人
【支援内容】
●安全・安心な居室の提供
●こどもの養育支援
●離婚、借金など生活上の諸問題の相談や関係機関への同行
●心理療法士によるカウンセリングなどの心理ケア
●就労情報の提供やハローワークへの同行などの就労支援

ご家族の思いや
願いに寄り添い
伴走者として
支援します！



高松ハイツ職員
橋岡さん

母子生活支援施設		園区福祉課	
施設名(場所)	連絡先	区	連絡先
広島和光園 (南区宇品東三丁目6-26)	☎254-0480 📠254-0481	中	☎504-2569、📠504-2175
メゾンクオーレ (南区段原山崎一丁目4-23)	☎209-2633 📠209-2644	東	☎568-7733、📠568-7781
さくら苑 (西区草津東二丁目20-19)	☎271-4391 📠274-4606	南	☎250-4131、📠254-9184
高松ハイツ (安佐北区亀山五丁目45-24)	☎812-2045 📠814-7442	西	☎294-6342、📠294-6311
		安佐南	☎831-4945、📠870-2255
		安佐北	☎819-0605、📠819-0602
		安芸	☎821-2813、📠821-2832
		佐伯	☎943-9732、📠923-1611

里親制度を知っていますか

さまざまな事情により家庭で生活することができないこどもを、自分の家庭に迎え入れ、必要な生活費や養育費に関する相談などのサポートを受けながら育てるのが「里親制度」です。
園児童相談所(☎263-0694、📠263-0705)

里親には4種類あります

里親は、こどもを養育する期間や内容により、「養育里親」「専門里親」「親族里親」「養子縁組里親」の4種類に分かれています。

- 養育里親
親がいないこどもか、親の元で育てることができないこどもを養育する里親
- 専門里親
養育里親のうち、虐待を受けたこどもや非行などの問題があるこども、障害があるこどもを養育する里親
- 親族里親
親が死亡、行方不明などになったこどもを祖父母などの親族が養育する里親
- 養子縁組里親
養子縁組を前提とした里親

里親になるためには (養育里親の場合)

里親になるための特別な資格は必要ありませんが、次の要件があります。

- 経済的に困っていない
- こどもの養育に理解・熱意と、こどもへの豊かな愛情を持っている
- 法律違反やこどもへの虐待などの問題がない
- 里親認定研修*を受ける
*里親として、こどもの養育を行うために必要な知識とこどもの状況に応じた養育技術を身につけるための研修

里親についての相談など詳しくは、市ホームページで。

市HP ページ番号 18651



— 里親に関するQ&A —

Q. 養育期間は？

A. 数日間から数年間までさまざま。週末だけこどもを預かり養育することもできます

Q. 養育費は？

A. こどもの生活費、教育費などは公費。養育里親と専門里親には手当が支給されます

Q. 実子がいてもなれる？

A. なれます。里親の種類によって養育するこどもの人数、年齢の規定があります

児童扶養手当の制度が拡充されます

児童の福祉の増進を図る目的で、ひとり親家庭などの児童を養育している人に支給される児童扶養手当。11月分から、所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます。
園こども青少年支援部(☎504-2723、📠504-2727)

■所得限度額の引き上げ

児童扶養手当は、前年の所得などに応じて、手当の「全部支給」と「一部支給」があります。いずれも、判定基準となる所得限度額は、次のとおり引き上げられます。

受給資格者(孤児などの養育者は除く)の所得限度額表					
前年の 扶養親族 などの数	区分	全部支給(円)		一部支給(円)	
		10月分まで	11月分から	10月分まで	11月分から
0 人		49万	69万	192万	208万
1 人		87万	107万	230万	246万
2 人		125万	145万	268万	284万

この拡充により、今まで受給資格者本人の所得超過のため支給されなかった人に、手当が支給される可能性があります。新たに同手当の認定を受ける人は、10月末までにお住まいの区の福祉課で認定請求をすれば、11月分から手当が支給される可能性があります。

■第3子以降の加算額の引き上げ

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になります。
全部支給 6,450円 → 1万750円
一部支給 3,230円～6,440円 → 5,380円～1万740円
(所得に応じて決定)

詳しくは、市HP ページ番号 4612



園区福祉課							
区	連絡先	区	連絡先	区	連絡先	区	連絡先
中	☎504-2569 📠504-2175	南	☎250-4131 📠254-9184	安佐南	☎831-4945 📠870-2255	安芸	☎821-2813 📠821-2832
東	☎568-7733 📠568-7781	西	☎294-6342 📠294-6311	安佐北	☎819-0605 📠819-0602	佐伯	☎943-9732 📠923-1611